

指名停止等一覧表

期間：令和3年10月1日～令和4年3月31日

業者名	本社所在地	指名停止期間		当該事項 指名停止等措置要領	指名停止の理由
株式会社 大島産業	福岡県宗像市富地原 1791-1	自：令和3年10月4日 至：令和3年11月3日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 別表第2第13号 (建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の 規定に反し、工事の請負契約の相手として不適当であると認めら れるとき(次号に掲げる場合を除く。)	本件については、株式会社大島産業が中日本高速道路株式会社発注の中央自 動車道天神橋他6橋耐震補強工事及び西日本高速道路株式会社発注の九州自 動車道久留米高速道路事務所管内南部地区橋梁耐震補強工事において、異なる下 請契約を記載した虚偽の施工体系図等を作成したことが、建設業法第28条第1項 第2号に該当するとして、令和3年8月31日に福岡県知事より10日間の営業停止処 分を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」の別表第2第 13号(建設業法違反行為)に該当するため。
株式会社 新興プラント工 業	大分県大分市向西二丁目 8-30	自：令和4年1月17日 至：令和4年2月16日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 別表第2第13号 (建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の 規定に反し、工事の請負契約の相手として不適当であると認めら れるとき(次号に掲げる場合を除く。)	本件については、株式会社新興プラント工業が民間発注の工事において、設 業法第26条第1項に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者として配置した ことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年10月22日に大分県 知事から指示処分を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」の別表第2第 13号(建設業法違反行為)に該当するため。
株式会社 エムアール	京都府宇治市明星町 2-6-21	自：令和4年1月21日 至：令和4年5月20日	4ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 別表第2第16号 (不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正 又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当 であると認められるとき。	本件については、株式会社エムアールが請け負った九州森林管理局管内(宮崎 森林管理署及び大隅森林管理署)の治山・造林請負事業(下刈作業)ほか2件の 請負契約について、令和3年9月16日及び令和3年10月11日付けで請負契約履 行の催告を行ったにも係わらず期限までに事業の着手がなく、事業期間内に事業 を完了する見込みがないと認められたことにより、令和3年10月12日及び令和3 年10月19日付けをもって請負契約を解除した。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」の別表第2第 16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
株式会社 大島産業	福岡県宗像市富地原 1791-1	自：令和4年2月10日 至：令和4年3月9日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 別表第2第13号 (建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の 規定に反し、工事の請負契約の相手として不適当であると認めら れるとき(次号に掲げる場合を除く。)	本件については、株式会社大島産業が中日本高速道路株式会社発注の「中央自 動車道天神橋他6橋耐震補強工事」の施工において、粗雑工事を行ったことにより 工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、福岡県発注の「県道玄海田島福岡 線川端橋橋梁下部(P1)工事他2件の工事において、異なる下請契約を記載した 虚偽の施工体系図等を作成したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する として、令和4年1月11日に福岡県知事より17日間の営業停止処分を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」の別表第2第 13号(建設業法違反行為)に該当するため。

指名停止等一覧表

期間：令和3年10月1日～令和4年3月31日

業者名	本社所在地	指名停止期間	当該事項 指名停止等措置要領	指名停止の理由
富士建設工業株式会社	福岡県柳川市東蒲池 296-1	自:令和4年2月10日 至:令和4年3月9日	1ヶ月 「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 別表第2第13号 (建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に反し、工事の請負契約の相手として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	本件については、富士建設工業株式会社は、平成30年10月ごろ、福岡県柳川市において施工した民間工事において、異なる下請契約を記載した虚偽の施工体制台帳等を作成したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年12月10日に福岡県知事より7日間の営業停止処分を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」の別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
株式会社 へいせい	福岡県糸島市前原西 5-1-31	自:令和4年3月4日 至:令和4年4月3日	1ヶ月 「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 別表第2第13号 (建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に反し、工事の請負契約の相手として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	本件について、株式会社へいせいは、九州森林管理局発注の公共工事4件及び民間工事2件において、専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならないにもかかわらず、1人の技術者を複数の工事現場に兼任して置き、工事現場ごとに、専任の者を置かなかったことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和4年2月2日に福岡県知事より指示処分を受けた。 また、このことを九州森林管理局へ報告していなかった。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」の別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
株式会社 吉村建設	熊本県荒尾市府本 399番地	自:令和4年3月14日 至:令和4年6月13日	3ヶ月 「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	本件について、株式会社吉村建設の代表取締役が、熊本県荒尾市発注の空調設備設置工事の入札に関し、参加資格だった同種工事の施工実績があるように装った書類を提出して入札に参加し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月14日、公契約関係競売等妨害の容疑で熊本県警に逮捕された。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」の別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。